

平成21年5月29日（金）

○議長（中西峰雄君）続きまして、議員提出議案について提案理由の説明を求めます。

17番 山田君。

〔17番（山田哲弥君）登壇〕

○17番（山田哲弥君）議員提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、さきの議案第4号で市長から提案理由の説明があったように、職員については、期末手当0.15カ月分及び勤勉手当0.05カ月分、計0.2カ月分を凍結し、1.95カ月分で支給する。また、特別職については期末手当0.15カ月分を凍結し、職員と同様1.95カ月分で支給することから、議員についても人事院勧告の趣旨及び社会経済情勢等を勘案し、特別職と同様に期末手当を0.15カ月分凍結して、1.95カ月分とし実施するため、条例を改正するものでございます。

以上、議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）説明が終わりました。

これより、議案第4号及び議員提出議案第1号の2件について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）議案第4号についてお尋ねをいたしたいと思えます。

これは、人事院勧告を受けましてのことかと思うんですが、先日、九度山町の議会では否決をされたわけでありましたが、これ、仮にこの人事院勧告に従わなかった場合、何かペナルティー等、地方交付税とかそういったことがあるのかどうかという点が一点。

それと、この条例が通った場合、どれぐらいの財源が浮いてくるとか、凍結になるということが、この部分がほかの部分に流用が可能なのか、その規模とそれについて教えてください。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）人事院勧告を尊重して実施するかしないかということに対するペナルティーそのものの、具体的な国からの通達はございません。ただ、過去の例から言いますと、総務省あたりから、そのお金が、お金があるとか従わないとかいうことで、いろんな総務省なり県なりで判断できる部分について、かなり抑制される部分があるかというふうに、いわゆる交付金関係とか起債の関係とか、そういうことに影響してくるんじゃないかというふうに考えてございます。

それと、凍結に伴いますところの金額でございすけれども、0.2カ月分のカットということで、病院を除く一般職を考えた場合、対象人数が640人になってございすけれども、約5,250万円。これは特別職と病院は除いてますけれども、そういう額が支払わないような形になるということになります。

○13番（瀧 洋一君）特別職は。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）特別職につきましては、病院の管理者をのけまして37万4,000円。それから病院につきましては、286人の職員がおりますので、影響額が約2,740万円になってございます。それとプラス病院事業管理者ということで、11万円程度でございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）そしたら、まずペナル

ティーに関しては、特にないということを確認よろしいでしょうか。他市の事例で、何かそういうことの議論もあったかと思うんですが、交付税措置で不利な点はないと。

それともう一点、そしたら総額で大体8,000万円ぐらいになるんですけれども、これは凍結ということで、じゃあ、この8,000万円を、何か市民の利便に係るような事業に充てるのが可能なのか。もし可能なのであれば、この財源をどのように使おうというようなもろみ等があるのかどうか教えてください。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）一点目の、ペナルティーはないということではございません。現在のところ、この人事院勧告を実施しないために具体的なペナルティーということが、具体的な話がございますけれども、過去の例から言いましたら、恐らく起債の借る制限とか、そういうことが発生するのではなからうかということが想像できますということでございます。

それと、それだけ予定してました財源がそういうことで出てきますので、使うことは可能かと思えますけれども、橋本市の場合は、現在では、特に予定していた事業以上にそれを特定財源として使うという考えはございません。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）人事院が5月1日に、民間で夏季一時金の大幅削減が見られるとして、この国会と内閣に臨時で勧告したわけなんですけれども、通常で言いましたら公務員の一時金については、前の年の冬と当年夏の民間の支給額を調べて、8月に人事院が勧告する仕組みにそもそもはなっています。それが、今回臨時で勧告があったわけなんですけれども、しかも通常でしたら、民間の調査では1万1,000企業を対面調査をして調査するのに、今回は

2,700社を対象に郵送調査をただけで、しかもその中で、ボーナスを決定した企業は1割しかなかったということです。

和歌山県においても、和歌山市と共同で調査をしているんですけれども、県内の企業規模50人以上の約210社を対象にして、回答のあった172社のうち、夏季一時金を決定した企業が30社。まあ言うたら、通常と違ってかなり少ない企業を対象にした調査で、0.2カ月減額という勧告が行われたわけなんですけれども、それでいけば、まだほとんど決まってない段階での勧告ということは、本当に正確なものであるのかどうかということで、非常に疑問であるんです。

それと、この勧告が行われたことによって、この後で民間企業が一時金を決めるのに対して、むしろ押し下げるような働きになったのではないかなと考えるんですけれども、その辺はどうお考えになるのかというのが一つと、それと、先ほど一般職と病院とあわせたら、大体8,000万円ぐらいの減額になるということなんですけれども、橋本市の場合に、あまり大きな企業がない中でこれだけの市の職員が、まあ言うたら8,000万円もらうはずだったものがもらえないということになりますと、市内の景気回復に対して不況対策というか、景気を良くする、まあ言うたら消費を増やしていくことを考えたときに、これだけ使えたものが使えなくなったということは、むしろ市内の景気に対してはマイナスの作用が起きるといふふうに考えたほうが妥当ではないかなと思うんですけれども、その辺はどのように考えられているのか、2点お尋ねします。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）今回の人事院勧告というのは、臨時で、異例なことだというのは承知しているところでございます。言われるように、ボーナスの支給の調査についても

10分の1の回答ということで来ております。そういうことで、人事院勧告そのものは引き下げということじゃなしに、6月のボーナス分だけを、急激な社会情勢の悪化に対応していくということで、凍結するというので、6月分だけを凍結していく支払い保留のような形。それで、本来の8月の人事院勧告で、その凍結分も含めた勧告を出していくというような形で、年末の分も含めまして人事院勧告していくというような手法をとってございます。

それと、人事院勧告そのものが妥当か妥当でないかということになって、人事院の形がどうかという議論があったわけでございますけれども、少なくとも人事院の存在といいますのが、公務員の労働基本法の制約を受けるために、人事院が独立した形で職員の待遇、それから給料について毎年勧告しているという制度でございます。それを正しくない、それがどうかと言われましたら、何も守れないような状況でございますけれども、少なくとも人事院がそういう形であり、人事院勧告がそんな形で出ているということで私どもは解釈しておりまして、人事院勧告につきましては尊重していくものというふうに考えてございます。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）議論の中には、人事院勧告が世の中の給料の牽引車になるというような議論もございます。それで、そういう部分は確かに、全然ないということではございませんけれども、あろうかと思っておりますけれども、今回の人事院勧告そのものが、民間の給料が、製造業でしたら30%からのボーナスが影響しているというような中で、公務員としても民間と同じような痛みを分かち合うというような形でされたことということで、それが大きなことというふうに考えてござい

ます。

そういうことで、その部分で議論しては、住民に理解できるかできないかということになりましたら、やはり理解が得られない部分が大きいかないかというふうに考えてございます。そういうことで、ある一面ではそういうところがあるかと思っておりますけれども、それはちょっと、絶対的な、決定的なことにはならないというふうに、今回の判断の決定的なところにならないというふうに考えてございます。

○議長（中西峰雄君）答弁もれ。経済効果を押し下げることになるんじゃないかということについて、答弁を求められております。

○企画部長（吉田長司君）いろいろありましたので、切り刻んで悪いです。

それと、一方では定額給付金の支払いというような形の中で、公務員が給料のカットということになりましたら、考え方の中で相反する、矛盾あるようなのも事実でございます。そういう中で、景気を市内なり、日本全国の景気を押し下げるような悪影響の部分もあろうかというふうに考えますけれども、それが今回の人事院勧告を判断する場合の、そうであるためにもそれを実施しないというところまで行かないものというふうに私どもは考えてございます。

○議長（中西峰雄君）答弁もれですか。

○2番（阪本久代君）いえいえ、再質問。2回目の質問。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）8月に毎年行われる人事院勧告を否定しているわけではないんです。この5月に、臨時でこういう形で勧告されているということに対して、どうかということ聞いたんです。

それと、今月26日に衆議院のほうでも、この給与の法案は通過しているんですが、その

中で、通過はしているんですけども、付帯決議が行われて採択されているんです。その四つを紹介いたしますと、一つは、平成21年6月期の国家公務員の特別給に関する今回の措置は、急速な後退の中で、人事院が特別調査により判明した民間賞与の状況を踏まえて行った勧告に基づき、暫定的にとられた異例の措置であることに鑑み、本年の国家公務員特別給の最終的な取り扱いについては、人事院が本年の職種別民間給与実態調査の結果を踏まえて行う勧告に基づき、適切な措置を講ずること。

2番目、人事院の特別調査時点において、夏季一時金が決定済みである企業の割合が極めて低いことに鑑み、今回の措置が、今後決定される民間の夏季一時金を引き下げる圧力として働く、本末転倒の結果を招くことのないよう、広く今回の措置の経緯や趣旨の周知徹底に努めること。

次の3番目なんです。平成21年6月期の国家公務員特別給に関する今回の措置に関連する地方公務員の給与の取り扱いについては、既に独自の給与削減措置を講じている団体も相当数に上ることに鑑み、今回の措置に準ずる措置を一律に要請することはしないこと。

4番目、指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映に係る措置の実施にあたっては、公務組織の活性化と効率化、業績評価の公正性と職員間の公正性の確保、職員の士気の向上などに十分配慮し、制度改革の趣旨が達成されるよう適正な運用に努めること。

衆議院のほうでも、通しはしているけれども、今言っている3番目のところで、地方公務員に対しては、既に給与の減額をしているところについては一律に要請しないことという付帯決議をつけるほどです。橋本市の場合も、この間ずっと給与カットを行って来ますので、このことから言っても、人事院が

勧告したからといってそれに従うだけじゃなくて、市独自の考え方も持つべきではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）確かに労働者というか、職員に対しては橋本市の2%の独自カットもしてございます。ということで、人事院勧告を実施するにあたって相殺してはどうかという話もございました。ただ、それが相殺すること自体が、住民に説明できるかという観点からもちよっと考えさせていただきまし、人事院勧告そのものが生活に影響をどれぐらいのということも踏まえた中で、ぎりぎりの線で今回の選択とさせていただきまし。

そういうことで、以前から言ってますように、人事院勧告につきましては基本的には実施していく考えでございます。それと、独自カットにつきましては、これは市の財政状況に鑑みてしていくものでございます。

そういうことから踏まえましても、今回の人事院勧告といいますのが、財政面から出た話ではございませんので、特に特定財源という形で考えてないところもございます。そういうことで、今後、職員とも話し合いはしていかなければいけないんですけども、今回の人事院勧告につきましては、そういうぎりぎりの判断でさせていただいたところでございます。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）聞きもらったのかもわかりませんが、嘱託等の方も対象に入るのかと、もし入るんだったら、それらの方も含めた総数は何人になるのかお教え願いたいと思います。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）臨時職員、嘱託職員は対象には考えておりません。

(「総数は。わかりそうですけど」と呼ぶ者あり)

○議長(中西峰雄君) 6番 清水君。

○6番(清水信弘君) 総数を全部教えてくれないんですか。

○議長(中西峰雄君) ちょっと待って。総数、適用外やから総数は関係ない。

○6番(清水信弘君) 総数はだからつかまれているでしょう。ちょっと教えてください。

○議長(中西峰雄君) 清水君、もう一度発言するのであれば手を挙げてください。

○6番(清水信弘君) 再質問。

○議長(中西峰雄君) 6番 清水君。

○6番(清水信弘君) そしたら対象となる人数を教えてください。

○議長(中西峰雄君) 対象になれへん。

○6番(清水信弘君) だから、職員の総数を教えてくださいと言っておるんですよ。

○議長(中西峰雄君) 企画部長。

○企画部長(吉田長司君) 病院を除く一般職員で640人、病院を除く特別職で3人、それから病院では一般職が286人、特別職が1人ということでございます。

○議長(中西峰雄君) 10番 平林君。

○10番(平林崇行君) 今、いろんなご説明がありまして、その中で、いろんな関係の中で、国からの人事院勧告かな、人事院のことで受けられたということなんですけども、いろいろな部長の説明の中で、5,400万円何がしの金は、別に利用方法は考えていないと。それなのに国に言われたら、3月の予算委員会でこれで今年一年頼みますよ、予算書を出してしっかりと予算委員会でも議論し、そして議場でも可決したことに対して、2カ月ですね、国に頼まれたらやりますよと。ペナルティーはないけども、しかしペナルティーがあったら怖いというふうな答弁もしておりましたけども。

大阪の橋本知事が言いました。国の奴隷ですか。そんなことでこの橋本市を支えていく、そういうふうな行政運営ができるんですか。私はまずそこを、議会を何やと思ってるんですかと。決定したことに対してもっと、本当に、この5,400万円やったら5,400万円に対して、こういう使い道がありますと。今、インフルエンザ対策かどうかわかりませんが、こういうお金が必要ですよ。ですから職員のなけなしの給料を切って、そしてその中からここへ充てるんです、議員もしかりですよというのであれば、私は十分理解をします。その中で、何の目的もなしに今年一年、予算のまま出てきたら、橋本市は黒字になるんでしょう。別に赤字でも何でもありません。それに対して、なぜ、この議会軽視とは言いませんけども、どういうふうな形で国を恐れているのか。再度私は言っておきたい。それをもう一度言ってください。

そして、社会不況ということをおっしゃいます。しかし、企業の痛みとかありますけども、企業でも、もうけておるところはもうけておるんですよ。100年に一度、100年に一度とは言ってますけども、いろんな企業でも、もうけておるところはもうけておるんです。

ですから、国が先ほど、2番議員から対象を調べたら、この辺やったら和歌山市と云々の中で、じゃあ橋本市はどうなんですかと。ここは橋本市の市議会ですよ。橋本市で、この100年に一度と言われている不況の中で、どれぐらい皆さんが収入が減ったのか。それをしっかり吟味して、今の2%がいいのか、いやいやそれ以上にもっと多くのものが必要なんやと言うのか、いやいやそれは不必要ですよとか、いろんな議論をどこでするんですか。国の言われたまんまで。議論をして、本当に必要不可欠なお金であるのであれば、私はいいですよ。ただ一日だけで、給料が、ボーナ

スが目の前に迫ってきてるから、議案として出してきて、今日一日で決めてくれなんて、そんなこと決めませんやろう。橋本市民に、住民に説明ということありません。理解を得られない。ほんならこの2%、約7万円前後かな。7万円か8万円ぐらいになるんかな。それはいろいろありますけども。それで住民の金額が、理解が得られるんか。その金額で理解が得られると思ってるんですか。そこですね。

それで、人事院勧告の中でこの金額は決まってきたというんですけども、じゃあ人事院勧告は全国で統一しておるんか、橋本市だけなのか。それを教えてください。もし全国でそういう法律であるのであれば、全国の公務員の給料、一緒なんですか。橋本には橋本市の公務員の皆さんの給料というものがあるんですよ。ですから、こういうことをして、本当に橋本市の議会の中で、こういうふうにもんでくれという場合は、ある程度橋本市の状況、橋本市の企業、橋本市に働いている方の状況を調べて、そしてどうするか。これ、別に急を要しないでしょう。橋本市に別に金要らんのやから。さっき言うたでしょう。どうせ一般会計に入れると思えますけども、要らんお金をこない急に持ってくるということ自体も、私はこの勧告という中でわからないところですよ。

そして、私、一番これで危惧するのは、管理者、病院事業管理者。2,740万円のカットやと。280人やけどね。これ、今、本当に病院というのは、私いつも指摘しているように、綱渡りみたいなもんやと。少しのことで右左行ったら、あっという間に病院経営が赤字になると。そんな中で、本当にこういうことを国から言われて、こういうことを受けたとして、ここで決めたとして、病院の現場で働く方がモチベーション下がらないですか。市は自分

たちを守ってくれない。頑張っているのに守ってくれない。国から言われたらどんどん下げてる。私、病院はアキレス腱やと思ってますからね。病院が一つ狂えば、橋本の財政は破綻すると思ってますから。そのところのお気持ちも聞かせていただきたい。

とりあえず一回目、それで言いますので。幾つかありましたので頼んでおきます。

○議長(中西峰雄君) 企画部長。

○企画部長(吉田長司君) 国の指令とか命令、勧告というふうに言われますけども、人事院というのはどういうものかということから、ちょっと入らせてください。

これは、国家公務員法に基づき設置されているものでございまして、公務員の中立公正を確保し、労働基本権制約の代償としての機能を果たすため、公務員の人事管理に関する中立第三者機関として設立されたものでございます。また、人事院勧告と言いますのは、民間企業との給与水準の較差を調査して、それに伴いまして毎年8月に公務員の給与水準、それから待遇処遇改善も含めまして、給与の改定等を内閣及び国会に勧告するものでございます。

ということで、人事院はあくまでも国家公務員に対する勧告でございます。それと、ほかに都道府県、それから政令指定都市には、県なり市の人事委員会というのがございます。そういうところが独自で調査して勧告を出すわけでございます。

そういうことで、ちょっと内閣から来たというような勧告ではないということで、私どもはそういう人事院勧告というのを一つの給与の指針のよりどころにしているということで、人事院勧告は守っていくということになってございます。

ということで、ほかの市町村につきましても人事院というのは持っておりませんので、

その勧告に準じた形で、必要なところは確保してするところもございますけれども、市町村につきましても、条例化した中で、勧告をどこまで守っていくかということをやっていくということでございます。

ということで、私ども市の職員の給料を制定したり変えていく中でも、調査機関もございませんし、ほかの七百何ぼの市町村もそういう機関がございませんので、人事院勧告というのを基本に、どうしていくかというのを考えているのが現状でございます。

ということで、あくまでも人事院勧告というのはそういう性格のものであるということだけ、ちょっと紹介させていただきます。

それで、今回の改正案というのは、急にと言いますか、臨時ですので急に出てきたわけでございますけれども、これはそういう形の人事院勧告に基づく減額ということで、特に市の財政状況によって勧告されたものではございません。したがって、減額によって生じる財源の用途については特定していない状況でございます。強いて言わせていただければ、本市の財政も財源が不足している状況でございます。まだプライマリーバランスがとれていないような状況の中で、特にそれをほかの特別な事業ということじゃなしに、その補填に使いたいというふうに考えてございます。

答弁もれありましたら、また指摘してください。

○議長（中西峰雄君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君） 賞与の一部カットにつきましての病院での考え方でございますが、二千数百万円、正直言いますと、費用がそれだけ助かるものと、そう思っております。これは、どういうところから来てるかというところ、病院経営、非常に厳しいわけでございますが、県下での公立病院の中でもトップクラスの給与を保持している。これが

経営、非常に苦しいんです。それを何らかの形で見直していけるように持っていけると、いつまでたっても橋本市民病院は苦しい。

これを収入に対する、今現在、53%から54%は人件費ですけれども、これを50%以下に持ち込んでいくというのが病院の使命でして、非常に高い給与水準にあります。したがって、本院の今後の人件費にメスを入れていくということは、先ほど言われましたようにモチベーションの問題がありますから、私どものとり方としては、売上げを伸ばして、給与比率を下げて経営が成り立つ形で取り組んでおりますが、こういう制度改革がある中では積極的に取り入れて、職員の理解を求めていきたいというふうに思っております。本当は、1億円から2億円近い給与削減を持ち込まないと、病院は非常に苦しいという状況にありまして、私はこのことについては、職員も納得していただけるのではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（中西峰雄君） 10番、答弁もれ指摘してください。

○10番（平林崇行君） 私、今回の引き下げのこの金額というか、利率で住民に理解を得られるのかという形の中で質問しましたので、その答弁もれ、よろしく願いいたします。

○議長（中西峰雄君） 企画部長。

○企画部長（吉田長司君） 引き下げなかった場合、引き下げというか凍結しなかった場合の住民からの非難は、かなりあるというふうに考えてます。これで完璧やというふうには考えてございませんけれども、人事院勧告、これが基本のよりどころとしてございますので、当然引き下げるべきだというふうに考えてございます。それで住民はある程度、引き下げというか凍結については理解していただけるものと考えてございます。

○議長（中西峰雄君） 10番 平林君。

○10番（平林崇行君）病院の管理者の意見はよくわかりました。そういう目的があって、できるだけ金額を下げたいという中での一つのきっかけというのは、私は経営者としては評価させていただきます。モチベーションだけ下がらんようにだけ、いろんな形の中で、金額は下がるけど、その分心は温かいよというような皆さんの待遇になったらいいかなと思いますので、その辺のことはよろしく願います。

さて、企画部長。だから私、今回この出てきたものに関して、財源が不足している、プライマリーバランスがどうのこうのと言うてきた中で、先ほど言うたでしょう。2カ月前に予算を出してきたのはそちらなんですよ。すべてにおいて。わかりますか。それが4月、5月ですわ。これはいかなものかと言うておるんですよ。先ほど、人事院勧告の民間との較差と。国はそう言うてるさかいに関係ないみたいなこと言うてるけども、その人事院勧告をもとに、国のそれをしたもとに今回決定してきたんでしょ。そしたら、もっと橋本市の職員の給料はどれぐらいがいいんやとか、本当に経営を安定させるためには、先ほど病院の話じゃないけども、職員の給料はもっとどこまで下げらなあかんのやと。何%やと。そういうふうな具体的な何も説明もなしに、いきなりぼんとこんなんしてね。そしたら、今年一年これで行かしてくださいと出してきた予算は、何するのための予算だったんですか。

何か反論あったら後でやってくれて結構ですけども。その辺のこともしっかりと理解して、私は住民に説明が、これで理解をしてみると、住民の皆さんなんて説明したら、5万円だろうと10万円だろうと、そんなん下げようが何しようが関係ないんですよ。それで生活今やっていけるんやったら、もっと下げな

さいよと。生活できれへん人がいっぱいいてるでしょうと。そういう人が橋本市にもたくさんおるんですよ。

私は、やはりこの7万人のまちの総合計で550億円近くかな、500億円からの予算を一般から企業から組んでいる橋本市が、やっぱり第一の優良企業じゃないですけども、なるためには、皆さんのそれなりの能力、素晴らしい能力に対する対価は与えるべきやと思ってます。ですから、本当に皆さんの金額はどれが必要なのかということを出してきたのに、国から言われたから、それは下げますと。そしたら、国と市民とどっち大事なんですか。市民が大事やったら、市民から公務員の給料を半分にしなさいと言われたら、大事なほうをとるんですか。

だから、そういうふうなことも考えて、もう少しこれを議論する時間が必要やと思ってます。本当に皆さんの優秀なる金額はどれぐらい必要なのか。簡単に国から言うて引けるんやったら、僕から言うたら、こんなはまだまだ引けるはずですよ。だから、そこのところ、今いっぺん、もう一度考えて、今ここで、じゃあ半年間やったら半年間、12月の議会までに、冬のボーナスまでですわ。しっかりと橋本市の情勢を考えて、橋本の市民の皆さん、いろんなことを考えて、これぐらい引くのがいいんか、いやいや引く必要はないというんであればそれもよしです。いろんな考え方がある。その、皆さんが納得するための説明がなってないんですよ。橋本市においてこうやという部分が。国から来た人事院勧告ばかり言うて。それを私は指摘させてもらいたい。

だから、今、今回この議会で別に決定する必要はなく、もう少し時間をかけてしっかりと議論する部分を考えて、別に冬のボーナスに照準を合わせてもいいけるのか、あかんのか。



周りの地区の顔色なんかどうでもよろしい。橋本市が本当に誠意を持って、橋本市の運営にあたって、国がどう言おうが、和歌山県がどう言おうが、橋本市は橋本市の独自の政策において頑張るんやと。私たちは市民であり、県民であり、国民であるんですよ。だから、私らから県にも物言えますし、国にだって国民やから言えるんやから。その中で橋本市の守っていかなあかん橋本市民、並びに職員の皆さん、頑張ってくれる職員の皆さんをするためには、もう少し私は議論が必要だと思います。冬のボーナスでも間に合わないのか、その辺のことだけ。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）少し時系列に話させていただきますましたら、例年でしたら5月、6月の調査で勧告が8月ということでございます。今回は、4月の7日から24日の調査で臨時に、緊急に出たものでございます。人事院勧告につきましては5月1日に出てございます。ということで、これを当初予算に反映するというのは無理でございます。そういうことで、今回の条例改正でございますけども、それと、この人事院勧告そのものが、夏のボーナスのことについての人事院勧告でございますので、夏のボーナスをどうするかということで、この人事院勧告をどうしていくかという議論が5月中にしなければいけないという緊急性がございます。

ということで、例年でしたら12月の議会ですほとんど人事院勧告についての提案なんかもさせていただいておるわけでございますけども、今回は6月のボーナスをどうするかという人事院勧告でございますので、今回、5月中の条例改正ということで提案させていただいたような次第でございます。

それと、相殺すれば、今もうそのままにしておいて、12月にその分だけ多めに足し込ん

でしたらええんじゃないかという議論もございますけれども、人事院勧告そのものが凍結ということですのでございまして、8月の正規の人事院勧告で示させていただくということになってございます。ということで、とりあえず0.2カ月分だけを凍結しなさいよということ、国会に勧告したというような状況でございます。

それと、人事院勧告の話ばかりでございますけれども、橋本市で人事委員会なりもつてすれば、橋本市独自の給料もしていけるわけでございますけれども、今さっき言いましたように、750ほどの市町村がある中で、人事委員会を持っている市町村、中核都市では数箇所あるわけでございますけども、政令指定都市以外は持っておりません。そういうことで、国の人事院勧告をそのよりどころとして、職員の給料を決定しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）今回の夏季の手当の減額については、今、橋本市を見渡す中では、中小企業あるいは商店にいたしましても、本当に景気が低迷して、それで今、売上も減っておると。本当に凍結しておるとい、その中で、部長も言われましたように、やはり職員、我々も痛みを伴うていかないかんということであるんですが、その中で、今回減額される約8,000万円のお金、これについては、やはり職員あるいは我々も一緒なんですが、今度景気が上向いて、また今度、給料をまた戻そうやないか、再度戻そうやないかというそのときに、やはり今、部長の答弁の中では、穴あいておるところへ損失補填していくという答弁をいただいたわけやけれども、そうじゃなくして、今度上げるときに積み立てしておくとか、ボーナスにも基金にためておくとか

か、そういったことが大事であると思うので、だから今度、景気がどんどんどん上向くように、一生懸命みんなこれから努力していかないかのやけども、冬季の景気が今の状態やったら、冬季についてもどうなるかわからへん、そう思うので、そういった使い道だけきっちりと筋道をつけていただきたい、それを思うんですが、その辺についてはどうお考えか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）その部分にあまり反論する気はございませんけども、現在のところ、用途を特定していないということでございますので、できるだけそういう人件費的なものの苦しいところに充てていったような形、お金ですのちょっと色ついてませんけども、そういうような形の、できるような形にしていけたらなというように考えてございますので、それで、そしたらどこで、こっちで補填したらこっちで余っていくというような形になりますけども、そういう形で行政内部でも議論していきたいというふうに考えてございます。

ということで、現在のところ、用途を特定されているわけではないということだけご理解いただきたいと。意見としてそれは承って、考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）1個だけ確認したいんですが、さきの13番議員のお話で、ちょっと難しい話でしたので、自分なりに答弁のほう納得させていただきたいんですが、要は、民間と公務員の給与の部分で、これでしたら期末手当の部分で、人事院のほうではちょっと差があるので、それを調整しなさいというのが来ましたと。人事院の持っているところは

自分とこでやりなさい。持ってないところはその勧告の方向にしなさいよというのが来ました。それでも、それを是正しなくて、そんなかい出せるのであれば、そんなかいあなたの市は困ってないんで、交付税等、起債制限等、抑制されることがあるということで、その辺はあるということでよろしいのかというのを確認、1個だけさせてください。

○議長（中西峰雄君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）先ほどから企画部長が申し上げたとおり、はっきりと国は明確化はしておりません。ただ、過去の事例の中で企画部長はお話させていただいたとおりでございます。具体的に言いますと、例えば特別交付税は、ルール分もあるんですけども、一部政策的な部分も加味しているのが特別交付税でございます。国とすれば、やはり政策的な部分で、ある程度減額してくるとというのが過去の例でございます。

それともう一点、起債の許可の話もございましたけども、今は橋本市は実質公債率が13.5%で、18%以上であれば国の許可制ということになるんですけども、今は協議制です。協議制ですので、今は国の制裁措置というのは、起債に関してはならないかもわかりませんが、ただ、退職手当債だけは国の許可制でございます。もし、制裁措置が講じられるとすれば、退職手当債の発行を許可しないという最悪のケースも考えられるということが、可能性としてですけども、出てくると考えております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております 議案第4号

及び議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第4号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番(富岡清彦君)登壇〕

○3番(富岡清彦君)議案第4号 職員ボーナスの一部凍結議案に、反対の立場で討論を行います。

反対理由の一つは、今日、100年に一度と言われる大不況下、政府は多額の補正予算を投入し、不況からの脱出を図ろうとしている一方で、公務員の給料を引き下げることが、大不況を長期化することになってしまいます。このような矛盾した政策には賛成できません。日本経済の問題は、大企業優先政治の結果、外需頼みの経済となり、内需が落ち込む状況が続いています。内需拡大に方向転換が求められていると思います。公務員の給与削減は内需拡大に逆行する、このことになる点。

反対理由の二つは、人事院勧告は通常8月に行われてきました。今回の勧告は5月1日に行われたこと。このことから通常約1万1,000企業に面接調査を行い、その結果をもとにして公務員の給与を勧告すると。ところが今回は、約2,700社に、しかも郵送調査を行っただけで、しかも、そのうち夏のボーナスが確定している企業は約1割だと報道があります。ひとことで言えば、現在、民間企業の夏のボーナスの額の調査中に公務員のボーナスの額を勧告したことになり、納できません。

反対理由の三つは、公務員の給与を引き下

げることは、労働者全体の給与を引き下げることになり、企業は歓迎をしても、労働者の暮らしを困難にするだけでなく、社会保障、年金や医療などに悪影響をもたらすことになる点。

反対理由の四つは、労働組合との合意がなされないまま、ボーナスの一部凍結議案が提出されていることです。この件で、たった一回の組合との交渉がもたれたと聞かすが、平均で7万円も8万円もボーナスが削減されると。このような一方的な市当局の対応は納できません。

以上、反対討論とします。

○議長(中西峰雄君)ほかにありませんか。

〔「反対ですけど」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)賛成の方はありますか。

12番 辻本君。

〔12番(辻本 勉君)登壇〕

○12番(辻本 勉君)賛成の立場というか、大変苦しい立場なんですけども、賛成の立場から討論したいと思えます。

日本の労働者の賃金というのは、月例賃金と年間臨時給という形の中で決められておまして、年間臨時給も当然、日本の場合は生活給となって、合計で所得になっておるんですけども、民間企業は年間5カ月という目標に基づいて、年間臨時給の引き上げをどんどんやってきたわけでありまして、大変厳しい状況の中で、それが達成できないうちに大きく下がってきてます。その中で、一時景気が回復しましたので若干の上昇もあるんですけども、昨年からの大変厳しい状況の中で、全国的に見ましても、民間の臨時給というのは本当に下がっているのではないかなという判断は、僕は正しいのかなと。勝ち組というのは本当にごく一部の企業でありまして、多くはやはり大変厳しい状況に置かれておると

いう中で、公務員についても、そういうことを配慮した中で人事院勧告がなされたという判断を僕もしています。

本来、私は年間臨時給というのは5カ月ぐらいは最低必要であろうかと思うんですけども、今の大変厳しい状況の中で一時凍結するということについては、やむを得ない判断ではないかなと。このことが当然、市民の理解も得られるのではないかなと。凍結しなければ、公務員だけがやはり優遇されとると、そういう目で見られますし、私も本来は下げるべきやないと思うんですけども、大変厳しい世間一般情勢を見ますと、当然やむを得ない判断ではないかなと思いますので、本案件については賛成をしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）ほかにありますか。

6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）先ほどの答弁いただいた内容からですけれども、凍結総額は7,990万円、それを答弁の人数の総数は930人になると思います。これをただ今ちょっと筆算で割ってみましたところ、8万5,900円あまりになると思います。かなりな金額になると思います。この金額は、恐らく、職員で一家を支えている方が定額給付金としていただいた額よりも、かなり多くなるのではないかなと思います。吉田部長のご答弁にもありましたとおり、経済を押し下げるのではないかという懸念もあるということ、まったく私もそのとおりだと思います。この定額給付金を出して、使え使えと言っておきながら、公務員に対しては使うなというような政策をとると、この国のちぐはぐさに反対であります。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありますか。賛成の方はありますか。

10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）今回出されました議案第4号に関しまして、反対の立場から討論させていただきます。

先ほどの説明を聞いていましたとおり、橋本市は、別に8,000万円のお金を必要とはしていない。今回の予算で、十分今年一年はやっていける。そういうふうな私は答弁をいただきました。そして、さらに8,000万円の使い道、まだこれに関しても何も決まっていない。そこでいたずらにその金額を下げる。本当に企業が大変というのは、去年10月以降に始まったことではない企業も、橋本にはたくさんあるんです。ずっと橋本市のいろんなことに関係する業者、建設業者とかいろんな業者は、もう昔からいろんな形の中で、財政のいろんな削減をしてますので当然仕事は減っている。そういうこともあります。

そして、先ほど、普通は人事院勧告は12月と言いました。今回は特別に、先ほど市長説明の中で、「昨今の急激な景気悪化を受け、人事院は民間企業の夏季一時金に」ということで、これ、急激な昨今のことでしょう。今までの慣例を受けて何かをするわけじゃなし、かといって橋本市に金がそのくらいの、8,000万円のお金が必要でもなし。また、お金を下げるにあたって市民の理解を得られるにも、じゃあ橋本市役所の職員の給料を知ってる方は、橋本市民に何人いてるんですか。そういうことも言わんと、ただ平均8万5,000円ぐらい下げると。それで理解を求めるなんて、到底私は、私自身、この市民にとって話をようしませんわね。国から言うて本当におりてきただけの、橋本市は橋本市の独自の政策をもって、私はやっていくべきやと思いますので、今回の、私は本当に給料に対して、橋本市の職員、どれぐらいの給料が必要なのかというのを、もう少ししっかり議論して、きっちりとした橋本市の職員に対する給料体制をもう

少し考えたらいいんじゃないですか。

私はそういう立場から、本当に3月の議会で皆さんが可決した予算を、いきなりひっくり返されるにあたりましては、私は非常に市民に対して説明もつきません。それやったらもっと早うから下げてきなさいよというのは、市民の皆さん言われるのは当たり前です。多分こういうふうなこと、言われますので、橋本市の一貫性がないということを私は指摘しまして、この反対討論にさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号 橋本市特別職給与条例及び橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第1号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。